

著作権ライセンスの第三者対抗 制度の必要性について

平成14年10月4日

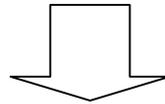
電子情報技術産業協会
法務・知的財産権総合委員会委員
大森一男

1. 問題意識

- (1) コンピュータ・プログラム等の情報財は
情報社会のインフラの一部
- (2) 情報財取引ではライセンス契約が重要な基本型
- (3) 様々な権利者がライセンス取引に参加して
くる時代的背景 (N対N)
- (4) 現行法制下、著作権ライセンシーの地位
は非常に不安定

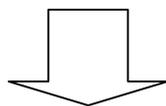
2. 現行法の状況

(1) 著作権法にライセンス(出版権を含まない。主として著作権法63条1項にもとづく利用権を想定)の第三者対抗制度がない。



著作権が第三者に譲渡されると、ライセンサーは自分のライセンスを新権利者に対抗できない。

(2) 破産管財人等は破産者の双方未履行の双務契約を解除できる(破産法59条等)。



著作権者が倒産した場合、

・現行法上、ライセンシーは自分のライセンスをそもそも破産管財人等に対抗できないおそれがある(破産管財人等の第三者性問題)。

・仮に対抗できても、ライセンス契約が双方未履行の双務契約に該当する場合、破産管財人等により契約を解除されるおそれがある。

< 備考 > 現行法上、ライセンシー側のリスクを本格的に軽減するには、単なるライセンスではなく、著作権の買取等によるほかない。

3. 特に懸念される状況(例)

- (1) 代替性のないソフト等のライセンスを受けて事業化をはかる場合
- (2) 複数/多数の権利者からライセンスを受けて事業化をはかる場合
 - ・複数のソフト・モジュールの利用等
 - ・二次的著作物等派生著作物の利用等
 - ・フリーソフトの利用等
- (3) 資金力に乏しい権利者(例、起業間もないベンチャー)からライセンスを受ける場合等

4.望まれる施策(立法対応)

(1) 著作物のライセンスにつき第三者対抗制度を設ける(著作権法の改正)。

<備考> 既存のライセンス契約も適用対象とされることを希望する。

(2) 知的財産(含む著作権)のライセンス契約については、破産管財人等の双方未履行の双務契約の解除権を制限する(倒産法の改正)。

< 備考 > 米国では1988年に連邦破産法を改正し、権利者破産等の場合のライセンシーの保護を図っている。

5. 著作権ライセンスの対抗制度 の具体的あり方(案)

ライセンスの許諾が書面(電子データを含む以下同じ。)によりなされているときは、当該ライセンスは著作権および出版権をその後
に取得した者に対して対抗できることとする。

< 備考 > 後に述べる理由から、ライセンス
の登録を対抗要件とはすべきでないと考え
る。

6. ライセンスの登録を対抗要件とすべきではないと考える理由

(1) 著作権法上のライセンス(出版権を除く。)は排他的性格の権利ではないため、登録による公示を対抗要件とする理由に乏しい。

< 備考 > 因みに、ドイツおよび米国の著作権法も登録を非排他的ライセンスの対抗要件としていない。

(2) 仮にライセンスの登録を対抗要件とした場合、次ぎのような事情から、実効性に欠ける制度になるおそれ強い。

- ・ライセンスの許諾者にはライセンスの登録義務がないと考えられるため、登録には許諾者の協力が必要。

- ・特許法ではライセンスの登録が対抗要件とされているが、ほとんど利用されていない。

- ・知的財産法以外の分野でも、不動産の賃貸借は本来その登記が対抗要件とされているが、これもほとんど利用されず特別法で処理されるに至っている。
- ・登録制度にはコストがかかる（登録費用を含む）。
- ・許諾者が重疊的に関係してくる取引（上記3.(2)参照）では、そのうちの一つの利用権につき登録がないと取引全体に影響がでうる。

- ・ソフトウェアのライセンス契約には契約条件を秘密とするものが多く、登録になじみにくい。
- ・ソフトウェアのライセンス契約は数が非常に多い。
- ・重要なソフトウェア取引は外国契約が多く、仮にその翻訳の提出を登録申請にあたり必要とされた場合、多大の工数を要する。

7.その他

(1) 著作権ライセンスを「対抗できる」ことの意味はさらに検討を要すると考える。

< 例 >

- ・ライセンスの独占性・非独占性
- ・許諾者の保証責任
- ・許諾者の保守義務

(2) ソフトウェアのライセンス契約では、通常、著作権、特許、商標等の種類の異なる知的財産の許諾が同時になされることから、情報財に関するライセンスの対抗という点については、著作権以外の知的財産法も、著作権に関する本提案に準じた形で再整備されることが望ましいと考える。

以上